



2017年12月8日

各 位

上場会社名 株式会社神戸製鋼所
代表者 代表取締役会長兼社長 川崎 博也
(コード番号 5406 東証第1部)
問合わせ先 秘書広報部長 楠山 泰司
(TEL 03-5739-6010)

上場会社名 日本高周波鋼業株式会社
代表者 代表取締役社長 河瀬 昌博
(コード番号 5476 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 湖東 彰弘
(TEL03-5687-6023)

上場会社名 神鋼鋼線工業株式会社
代表者 代表取締役社長 藤井 晃二
(コード番号 5660 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員 吉田 裕彦
(TEL06-6411-1051)

株式会社神戸製鋼所及びグループ会社に対する訴訟提起について

株式会社神戸製鋼所（神戸製鋼）並びに神戸製鋼の子会社である神鋼メタルプロダクツ株式会社（神戸製鋼の出資比率 90.0%）、神鋼アルミ線材株式会社（神戸製鋼の出資比率 98.8%）、株式会社コベルコマテリアル銅管（神戸製鋼の出資比率 55.0%）、日本高周波鋼業株式会社（神戸製鋼の出資比率 51.6%）、及び神鋼鋼線工業株式会社（神戸製鋼の出資比率 30.7%）の100%出資子会社である神鋼鋼線ステンレス株式会社（以下「神戸製鋼グループ」と総称します。）は、2017年11月21日付けでカナダ国ブリティッシュコロンビア州上位裁判所(Supreme Court of British Columbia)において、同月22日付けで同国オンタリオ州上位裁判所(Ontario Superior Court of Justice)において、それぞれ神戸製鋼グループの製造した自動車向け金属製品（以下「対象製品」といいます。）に関して訴訟（以下「本件訴訟」と総称します。）を提起されました。11月25日及び28日に裁判所の運営するウェブサイトに訴状が掲示されていることを認識致しましたが、本日まで、カナダ国ブリティッシュコロンビア州及びオンタリオ州の制度において訴状が掲示されたことの意味合いについて確認しておりました。以下のとおりお知らせ致します。

1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告らは、対象製品やそれらを使用して製造された自動車の購入者であり、対象製品が顧客製品仕様に適合していなかったために、適合製品に比して、不当に高い対価を支払わされたことにより損失を被ったなどとして、本件訴訟を提起しています。

2. 訴訟を提起した者の概要

(1) ブリティッシュコロンビア州

① 氏名：Ryan Kett

住所：カナダ国ブリティッシュコロンビア州バンクーバー

② 氏名：Erik Oun

住所：カナダ国ブリティッシュコロンビア州ピットメドウズ

③ 氏名：Jim Wong

住所：カナダ国ブリティッシュコロンビア州

(2) オンタリオ州

氏名：Nancy Curran

住所：カナダ国オンタリオ州ペルハム

3. 訴訟の内容

原告らは、損害賠償等を請求するとともに、本件訴訟を集団訴訟とすることを求めております。各訴状の中で、訴額は一切明らかにされておられません。

2017年12月7日現在、神戸製鋼グループは、本件訴訟のいずれについても正式な訴状の送達を受けておらず、神戸製鋼グループに効力を及ぼす訴訟手続は開始していないと認識しております。今後、訴状の正式な送達が行われるか否かについても、現時点では不明です。

4. 今後の見通し

正式な訴状の送達を受けた場合、神戸製鋼グループは、本件訴訟に適切に応訴して参ります。

また、今後、神戸製鋼グループ又は神戸製鋼のその他のグループ会社に対して、本件訴訟と同種の訴訟が提起される可能性があります。

なお、本件訴訟による業績への影響は現時点で不明です。今後、影響の程度が判明した時点で公表を行う予定です。

以 上